

令和5年5月1日

J A新みやぎ第三者調査委員会報告追補（概略）

1 追加の調査

当委員会は、令和5年3月29日付け調査報告書にて、新みやぎ農業協同組合（以下、「J A新みやぎ」という）の子会社である株式会社新みやぎサービス（以下、「新みやぎサービス」という）における不祥事件について報告したが、その後、追加で調査を行ったことから報告する。

2 自動車センターにおける不祥事件について

(1) 追加調査の端緒

新みやぎサービス（旧栗っこライフサービス）の職員2名が架空の中古車の仕入れを装い、仕入代金を不正に支出させる等した不祥事件に関して、一部の取締役が自動車センターの未収金の異常性について認識があったか又はこれに気付くべき兆候を把握していた可能性をうかがわせる情報があったことから、追加で調査を行った。

(2) 追加調査の結果

追加調査の結果、取締役1名について、遅くとも平成31年3月末頃には、自動車センターの未収金の異常性について疑念を抱き調査すべき状況であったことを認定するに至った。

(3) 結論

上記認定を踏まえ、当該取締役については、取締役就任後に速やかに調査すべきであったにもかかわらず、有意な調査を何ら行っていなかったことから、善管注意義務違反が認められる。

なお、役員報酬の返納等の道義的責任を負うべき役員については、平成22年度から令和3年度までの間に旧栗っこライフサービスの役員であった者（ただし、J A新みやぎ又は新みやぎサービスのいずれからも役員報酬を受け取っていない役員及び当委員会が善管注意義務違反を認定した役員を除く。）とするのが相当である。

3 その他の疑義案件について

(1) 追加調査の端緒

当委員会が実施した新みやぎサービスの従業員を対象としたアンケートにおいて、ある事業所で不正が行われている旨の回答があった。回答内容が事実であれば、不祥事件となることから、追加で調査を行った。

(2) 追加調査の結果

当該事業所の会計データを分析するとともに、複数の従業員らに対してヒアリングを行ったものの、従業員1名から不正の可能性を示唆する供述（ただし、不正を現認してはならず、伝聞を内容とするもの）が得られたほかには、不正を裏付ける供述や証拠は得られず、当該事業所での不祥事件を認定することはできなかった。

(3) 結論

不祥事件はなかったものの、今後の不正防止の観点から、当該事業所の運営について一定の提言を行った。

以上